

当社原子力発電所の運転上の制限の逸脱からの復帰について

2023年4月28日
関西電力株式会社

美浜発電所3号機（定格熱出力一定運転中）、高浜発電所1号機（定期検査中）、高浜発電所3、4号機（定格熱出力一定運転中）、大飯発電所3、4号機（定格熱出力一定運転中）において、通信事業者の衛星通信回線不具合により、衛星電話（携帯）が使用できなくなりました。

このため、美浜発電所3号機、高浜発電所1、3および4号機、大飯発電所3、4号機は、4月20日14時05分に保安規定の運転上の制限※を満足していない状態にあると判断しました。

保安規定の運転上の制限を満足していない期間は、他の通信連絡設備等で代替が可能であり、各発電所の運営に問題はありません。

なお、本事象による環境への放射能の影響はありません。

※運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要となる。ただし、本事象は、当社以外の事業者が保有する設備の故障等により運転上の制限を逸脱していることから、予め定められた時間内に措置を行うという要求は除外される。

（2023年4月20日お知らせ済み）

本日、通信事業者から衛星通信回線の不具合解消の連絡を受けました。その後、衛星電話（携帯）の通信確認を行い、異常がないことを確認したことから、以下のとおり保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

（保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰した時刻）

美浜発電所3号機	13時10分
高浜発電所1、3および4号機	13時10分
大飯発電所3、4号機	13時30分

以上